



パートナーシップ制度について



【パートナーシップ制度とは】
 同性のカップルが、婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを、自治体が証明する制度

法律上の「婚姻」ではないため、税金の控除等は受けることができない

【国内の導入状況】

- ・H27 東京都渋谷区、世田谷区で導入
- ・全国218の自治体で制度導入 (R4.6.1現在)、人口カバー率52.6% 交付件数2,832件 (R4.3.31現在)
- ・都道府県単位での導入は、8府県
- ・大分県内では、臼杵市 (R3.4.1)、豊後大野市、竹田市 (R4.4.1) が導入

《サービスの具体例》 ※パートナーシップ制度の有無に関わらず、受けられるサービスもあります。

○公的サービス等

- ・公営住宅での同居
- ・医療機関における家族同様の扱い (面会、手術の同意、病状説明など)

○民間サービス

- ・家族向けサービス (携帯電話 (ドコモ、au、ソフトバンク)、航空会社 (JAL、ANA) 等)
- ・生命保険の受取人としての指定 (日本生命、第一生命等)
- ・ペアローン等の住宅ローンの適用 (みずほ銀行、琉球銀行等)

○働いている企業等での福利厚生

- ・法定婚に適用される家族手当、休暇などと同等の福利厚生の適用 (積水ハウス、パナソニック等)



【導入のメリット】

- ◎ 選択肢を増やすことで、安心感や生きづらさの解消につながる
- ◎ 自治体の制度として公に認めることで、性的マイノリティを含め、多様性を認め合う社会につながる
- ◎ 家族として受けることができるサービスが増える

↓

- ・多様な価値観と生き方を認め合う人権尊重社会の構築
- ・地域のブランド価値向上

【課題】

- ・自治体間での格差や連携 (転居時等)
- ・様々な考えに対する丁寧な啓発が必要
- ・両者と同居している子ども等は、「家族」としての位置づけが不明確



【ファミリーシップ制度】

- ・パートナーシップ証明を受けたカップルと同居する未成年の子を、家族として証明する制度
- ・R4.6.1現在、兵庫県明石市、東京都足立区、徳島市、福岡県古賀市など25自治体が導入